

最近このような相談が多く寄せられます！
不安・不審に思ったら国立市消費生活センター
(☎ 576-3201)へご相談ください！

事例 1

架空請求ハガキ (訴訟最終告知とあるが…)

自宅に「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。全く身に覚えがないが、「連絡がない場合は差し押えを強制的に履行する」と書かれており、とても不安。ハガキにある電話番号に連絡したほうが良いだろうか？

訴訟!?
差し押え!?

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ
管理番号(あ)1111
この度貴方の利用されていた契約会社から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されました。裁判取り下げ最終期日を経て、訴訟を開始させていただきます。なおご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、給料・不動産差し押えを強制的に履行します。相談を希望する方は当局まで連絡ください。
※取り下げ最終期日 平成30年○月○日
法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関4-X-X
お問合せ窓口 03-△△△△-□□□□

「財産の差し押え」、「最終通告」といった脅迫的な文言で、不安や焦りをあおってきます。

- 身に覚えのない請求は無視しましょう！
- 自分から相手に連絡しない！
(相手に電話番号が知られてしまい、繰り返し金銭などを要求される可能性があります)

事例 2

訪問購入トラブル (貴金属を買い取られそうに…)

「不用品があれば買い取る。」と業者から電話があったのち、自宅に来訪があった。そのようなものはないと断るが、「壊れた宝飾品などはないか？」と強引に家に入られてしまった。再三断りを入れるも、こちらが出すまで帰らないような態度で非常に執拗であった。

不用品はありませんか？ただ今、買い取りキャンペーン実施中です。

早く帰ってくれないかしら？

他にも不用品な宝飾品はありませんか？

売却を迷っていると、業者が強引に持ち去ってしまったり、怒鳴りつけてくるようなケースも全国で発生しています。

- 突然訪問してきたり、電話してきた業者は家に入れないようにしましょう！
- 買い取りを承諾していない貴金属の売却を求められたら、きっぱり断りましょう！

国立市消費生活センターのご案内

物を買ったり、サービスを受けた時などのトラブルは、
国立市消費生活センター(☎576-3201)に相談を!!

～発生した個別被害の救済、同種被害の未然防止や拡大防止のためにもぜひ相談してください。～

国立市消費生活センター

- 場 所：国立市役所 1階 21番 まちの振興課内
- 時 間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
10:00～12:00、13:00～16:00
- 相談方法：来所または電話
- 相談費用：無料



平成29年度に
受けた相談
466件

平成29年度の年代別上位相談内容

順位	年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上
1位		架空請求 アダルトサイト	架空請求 出会い系サイト	賃貸アパート契約	架空請求	架空請求	架空請求 インターネット契約	架空請求 インターネット契約	工事 リフォーム
2位		教室・講座	教養娯楽品 ゲームソフト等	家電製品	被服品	工事 リフォーム	工事 リフォーム	工事 リフォーム	金融・保険サービス
3位		健康食品	賃貸アパート契約	インターネット契約	教養娯楽品 スマートフォン購入等	教養娯楽品 ペット・TV購入等	金融・保険サービス	食料品	インターネット契約

出前講座「悪徳商法にご用心！」の紹介

当市で実施している「わくわく塾くにたち」の一つに、「悪徳商法にご用心！」という講座を用意しております。市民の皆様主催の勉強会等に、当センターの相談員がお伺いし、悪質商法の最新手口やその対策などをお話しします。地域のサークル、グループ、ご近所同士のお集まりにぜひご活用ください！



申込み ▶ 国立市生活環境部まちの振興課 ☎ 042-576-2111 (内線191)

※「わくわく塾くにたち」全般に関するお問い合わせは、国立市教育委員会生涯学習課 ☎ 042-576-2111 (内線323) まで

